

昭和大学薬学部同窓会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、昭和大学薬学部同窓会と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連携を密にして母校並びに薬学の発展に資する。

第3条 (事務局)

本会は、事務局を昭和大学50年記念館に置く。

第2章 事業

第4条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

- 1 会員相互の交流および親睦に関する事業
- 2 支部の設立の促進および活性化活動
- 3 会報および会員名簿の発行
- 4 各種集会および研修会の開催に関する事業
- 5 本学薬学部学生および院生の育成・研究支援に関する事業
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 昭和大学薬学部の卒業者および昭和大学大学院薬学研究科修了生とする。
- 2 準会員 昭和大学薬学部および昭和大学大学院薬学研究科に在籍する者
- 3 名誉会員 本学または本会に特に功労があつて幹事会で承認された者
- 4 特別会員 本学薬学部の教員(但し正会員である者は除く)
- 5 賛助会員 元本学薬学部教授、准教授、講師および本会の目的に賛同された幹事会で承認された者

第6条 (会員の義務)

1. 会員は本会の事業目的達成のために協力しなければならない。
2. 正会員および準会員は第27条に規定する会費を納入しなければならない。

3. 会員は、その住所氏名職業を変更した時は、速やかに届け出なければならない。

第4章 名誉会長

第7条（名誉会長等）

1. 本会は名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。
2. 名誉会長、相談役、顧問は幹事会で推挙し総会で選任される。

第5章 役員・他

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 幹事 30名内
4. 常任幹事 10名内
5. 会計 2名
6. 監事 2名

第9条（事務職員）

本会は、必要に応じて事務職員を置くことができる。

第10条（役員の職務）

各役員の会務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表として、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 幹事は幹事会を組織し本会の業務を議決する。
4. 常任幹事は、会長を補佐し、幹事会の議決に基づいて日常の会務に従事する。
5. 会計は本会の会計事務を管理及び処理する。
6. 監事は、役員会に出席して財産の状況および業務執行状況を監査する。

第11条（役員の選任）

役員は正会員より選出する

1. 会長は、候補者の中から選挙にて選任し総会で承認を得るものとする。ただし、候補者のない場合には幹事会の指名に基づいて総会で承認を得るものとする。
2. 副会長は、会長が推薦し総会の承認を得るものとする。

3. 幹事の選出及び選出方法、選任は次のとおりとする。
 - 1) 選出方法は自他者推薦、指名により選出し、総会にて承認を得る。
 - 2) 常任幹事および会計は、幹事より互選、又は会長の推薦又は指名で総会の承認を得た者とする。
 - 3) 監事は候補者の中から選挙にて選任し総会で承認を得るものとする。ただし、候補者のない場合には幹事会の指名に基づいて総会で承認を得るものとする。
4. 選挙は別途設ける選挙管理委員会規定に則り公正に行われるものとする。

第12条（役員任期）

役員任期は3年とし、再任を妨げない。

1. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
2. 任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
3. 監事は再選することができない。

第13条（役員解任）

役員が心身の故障により職務執行に支障を来すと認められた場合、あるいは職務上の義務違反等の役員として相応しくない行為が認められたときには、総会の過半数の議決により解任することができる。

第6章 会議

第14条（会議の種類）

本会に次の会議を置く。

1. 総会
2. 幹事会
3. 常任幹事会

第15条（総会の種類と開催）

総会は次の場合に開かれる

1. 定期総会 毎年6月に会長が招集する
2. 臨時総会 幹事会が必要と認めたとき、および正会員のうち50名以上の書面による請求があった場合に会長が招集する。
3. 総会を招集する場合は、その1カ月前までに正会員に通知しなければならない。

第16条（総会の議決事項）

総会は年1回開催し、次の事業を行う。

1. 役員改選に関する事項

2. 会則の改廃に関する事項
3. 事業報告および収支決算
4. 会長あるいは幹事会が必要と認めた事項

第 17 条（総会の議長）

総会の議長、副議長および議事録署名人各 1 名は、その総会において出席正会員のうちから互選により選出される。

第 18 条（総会）

1. 総会は正会員の出席でもって開会できるものとする。
2. 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、委任状を予め提出することにより出席したものとみなされ、表決を一任することができる。

第 19 条（幹事会の構成と招集）

幹事会は、幹事および会長、副会長で構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 20 条（幹事会の権限）

幹事会は、次の各号について議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関すること
2. 総会に付議すべき事項
3. その他の業務執行に関すること

第 21 条（幹事会）

1. 幹事会は、幹事の3分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。なお委任状による出席を認める。
2. 幹事会の議事は、出席幹事数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 22 条（常任幹事会の構成と招集）

常任幹事会は、常任幹事および会長、副会長で構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。議長は会長がこれに当たる。

第 23 条（常任幹事会の権限）

常任幹事会は、次の各号について議決する。

1. 日常の会務執行上必要な事項について議決する。
2. 緊急時及び対外的事項の措置事項について議決する。

第24条（常任幹事会）

1. 常任幹事会は、常任幹事の3分の1以上の出席で開会することができる。
2. 常任幹事会の議長は、会長がこれに当たり、議事は出席正会員数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7章 会計

第25条（会計年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条（運営費）

本会の運営費は次の各事項からなる。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他の収入

第27条（会費）

1. 会費は原則として入会と同時に納入し、終身会費とする。
2. 会費は6万円とし、納入方法等の詳細に関しては常任幹事会に一任する。

第28条（監査）

本会の収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 支部会

第29条（支部会）

1. 都道府県または一定の地域を単位として支部会を置くことができる。
2. 支部会の新設・改廃は幹事会の承認を得なければならない。
3. 支部会への助成金(又は設立支援金)は幹事会の承認を得なければならない。

4. 支部は支部会員、支部役員の氏名、その他の事項を本部事務局に報告しなければならない。
5. 支部の細則は各支部において定める。

第9章 各種委員会

第30条

会長又は幹事会が本会の目的および事業を達成するため、必要に応じて各種委員会を設けることができる。

第10章 細則

第31条

本会則の施行のために必要と認めた場合には、幹事会は別途細則を定めることができる。

1. 準会員が中途退学した場合は納入した会費を全額返金する。

第11章 会則の改定

第32条 (改定)

1. 本会則の改定は、総会において総会出席正会員の過半数の賛同を得なければならない。
2. 総会への提案者は幹事会とする。

附則

1. 本規定は平成19年3月24日の制定、昭和19年4月1日より施行する。
2. この改定会則は平成24年6月30日(薬学部同窓会総会にて承認)より施行する。
3. 本会則の第6条および第27条の一部改定は平成28年7月2日総会にて承認され、平成28年度4月1日より施行する。
4. 本会則の第10条1項は平成29年6月24日総会にて承認され、平成29年4月1日より施行する。